

[イノベース-Inspection-プライベートクラウド版-オンプレミス型-AI 検証 約款]

イノベース-Inspection-プライベートクラウド版-オンプレミス型-AI 検証に関する JBCC クラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCC クラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項が適用されます。本サービスは、イノベース-Inspection-プライベートクラウド版-オンプレミス型サービス(以下、「ソフトウェアサービス」という)の提供可能性の検証を目的として提供されるものであり、ソフトウェアサービスにかかる契約が締結された場合、本サービスにかかる契約は、当該ソフトウェアサービスにかかる契約と一体として効力を有するものとします。

[1]サービスの概要

本サービスとは、ソフトウェアサービスの提供に先立ち、AI モデル構築の検証支援を行うサービスをいいます。

[2]サービス内容

(1) 要件確認/ヒアリング

お客様の IT システムへ AI を導入した場合を想定の上、その視点から、お客様によるソフトウェアサービスの運用について、以下の事項(例)を、お客様および JBCC 間で 2~3 回(目安回数)のセッションを通じ確認します。

- ・検査対象物(学習対象物ないし分析対象物)のサイズや、検査(学習、識別、分析)項目/タクトタイム/撮影の画角や枚数
- ・ソフトウェアサービスの連携先/お客様独自の追加開発の可否等

(2) AI 検証

撮像装置(以下、「撮像装置」という)でお客様が学習対象物を撮影した画像(生データ)から、JBCC 所定の AI モデル(以下、「対象ソフトウェア」という)を利用して学習用データ(セット)を作成のうえ学習済みモデル(プロトタイプ)を構築します。また撮像装置でお客様が分析対象物を撮影した画像(生データ)から対象ソフトウェアを利用して入力データを作成し、当該学習済みモデル(プロトタイプ)の精度の確認と改善等の検証作業を複数回行います。

[3]クラウド環境

- 1.対象ソフトウェアは、JBCC 所定のクラウド基盤上で稼働しています。
- 2.対象ソフトウェアの利用に際し、識別・分析対象物(画像数)や識別・分析処理量の目安、クラウド基盤およびサーバー等の当初仕様、提供容量ないし通信量の制限等があるときは、本契約に別段の定めある場合を除き、別途 JBCC が提示する提案資料(以下、「JBCC 提案資料」という)に記載のとおりとします。

[4]オプションサポートサービス

本サービスと共に提供される、有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションがあるときは、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[5]本サービスの提供条件

- 1.本サービスの利用開始前に、お客様にて、JBCC 所定仕様を満たす撮像装置の調達、およびその利用にあたり必要となる初期セットアップやセキュリティ対策等、学習対象物ないし分析対象物の撮影のための適切な場所への設置等の環境整備作業を実施するものとします。
- 2.JBCC はお客様による前項に定める事項の未了、撮像装置の不具合その他の事由により本サービスが利用できないこと、および撮像装置の利用に起因して生じた一切の損害に関し責任を負いません。
- 3.次の事由により、当初予定されていたセッション回数や JBCC の工数、撮像の調整回数等を大幅に超える必要が生じた場合、JBCC は利用期間(契約期間)の途中で本サービスの料金を再見積りのお客様との協議に基づき契約期間を延長、セッション回数を追加等し、または、何らの負担なく中断(解約)することができるものとします。
 - ①学習対象物ないし分析対象物の撮影環境、撮像条件の調整
 - ②学習、識別、分析すべき項目およびそれらの内容の複雑性
 - ③ソフトウェアサービスの開発要件(連携項目、連携内容等)の変更や追加等
 - ④その他、前項に準じて本サービスまたは後続するソフトウェアサービスの提供可能性が乏しいと判断される場合
- 4.対象ソフトウェアを用いた生データの加工や学習済みプログラム(プロトタイプ)の作成は、JBCC 社内クラウド基盤上で実施されます。お客様が学習対象物を撮影した画像(生データ)は、本サービスの利用期間中、当該クラウド基盤上に保管されます。
- 5.本サービスの実施に必要な情報・資料の提供を JBCC が求めたときは、お客様はすみやかにこれに応ずるものとします。
- 6.原則として、契約期間の満了、契約工数、またはセッション回数のいずれかの消化および検証報告書の提出をもって、本サービスの完了とします。
7. 本サービスは、ソフトウェアサービスの前提として提供されるサービスであり、当該契約の目的以外での利用は不可とします。
- 8.サービス提供条件等の詳細は JBCC 提案資料に記載のとおりとします。

[6]本サービスの適用除外

本サービスには以下の各号に関するサービスは含まれません。

- (1)ソフトウェアサービスの利用を目的としない、対象ソフトウェアによる生データの加工や学習済みプログラム構築や開発またはその検証。
- (2)撮像装置および AI モデル、学習プログラム、システム連携、連携先システム等の操作方法の教育、運用マニュアル、教育マニュアルの作成。
- (3)撮像装置の設定、セットアップ、バージョンアップ、不具合対応等およびこれらに関する情報提供、問い合わせ対応。
- (4)ソフトウェアサービスの利用に関するものを含む、お客様の業務内容、システムのサイジング・ネットワーク・セキュリティ等の設計/構築/開発、その他お客様の社内環境に関連する復旧支援等の対応。

[7]利用期間

共通契約条項の定めにもかかわらず、本サービスの利用期間(契約期間)は、サービス開始日の属する月の 1 日を始期として、お客様ごとに個別に合意された期間とします。本サービスの利用は1回限りであり、更新あるいは再提供はありません。

[8]サービス料金

1.利用料

お客様ごとに予定される検証の内容に応じ、都度個別見積となります。個別見積の前提条件は特則条件に記載のとおりとします。

2.その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

特則条項

[クラウド基盤]

[9]クラウド基盤の指定

- [4]および[5]4.に係る本サービス所定のクラウド基盤は、Microsoft Corporation (以下、「Microsoft」という)による、コンピューターの処理能力を提供する仮想サーバーサービスである Microsoft Azure (以下、「Azure」という)を用いて提供されます。
- Azure の利用に係るサービスの内容、適用範囲、提供条件等については、Microsoft が定める <http://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/terms.pdf> に掲載されている「マイクロソフト クラウド契約」(引用先の URL の記載を含む)が定める契約約款、規約、サービス詳細資料等の契約条項 (以下、合わせて「サービス規程」という)に記載のとおりとします。JBCC は、お客様が「サービス規程」を確認しないことにより生じた不利益について、責任を負わないものとします。
- 「サービス規程」の内容および掲載 URL は、Microsoft により、予告なく変更されることがあります。

[データおよびプログラムに関する特則]

[10]データおよびプログラムに関する特則

1.用語の定義

本契約において用いる用語を以下のとおり定義するものとします。

- ①データ:電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)
- ②生データ:お客様が JBCC 所定の撮像装置を用いて撮影した未加工の、学習済みモデルを生成する対象物または当該学習済みモデルにより識別、分析を行う対象物の画像データ
- ③学習用データ:ソフトウェアが学習済みモデルを生成するために生データを対象ソフトウェアが加工したもの
- ④学習用データセット:学習用データの集合体
- ⑤入力データ:学習済みモデルによる識別、分析のために生データを対象ソフトウェアが加工したもの
- ⑥学習用プログラム:対象ソフトウェアのうち、学習用データセットを用いて学習済みモデルを生成するためのプログラム
- ⑦学習済みモデル:学習用プログラムを用いて生成されたソフトウェアをいい、これを構成するプログラム、パラメータおよびその他の要素を含む
- ⑧生成物:学習済みモデルに入力データを入力することで出力されるデータ

2.生データにかかる前提条件

- (1)お客様は、生データの生成ないし学習対象物および識別・分析対象物の撮影行為が第三者の権利を侵害しないことを保証し、また、生データの内容や品質は、学習済みモデルおよび生成物の挙動、性能、前提条件、精度、内容等に影響することを了承するものとします。JBCC は、生データの正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務、その他の責任を負わないものとします。
- (2)生データは、共通契約条項の定めにかかわらず機密情報として扱われるものとし、本サービスの提供に必要な限りにおいて、対象ソフトウェアまたはそのクラウド基盤上に、その利用規約に従い保存、保管されることがあります。生データの保存、保管は、JBCC またはクラウド基盤のサービス提供者に対するそれらの開示、提供あるいは預託等の効力を生じるものではありません。また生データの保存、保管、消失について JBCC およびクラウド基盤のサービス提供者は一切責任を負わないものとします。

3.知的財産権の帰属および取り扱い等

- (1)生データの知的財産権は、お客様またはお客様に対して正当にそれを生成する権利を許諾した第三者に帰属するものとします。
- (2)学習用データならびに学習用データセット、入力データ、学習済みモデル、および生成物の知的財産権(著作権法 27 条および同法 28 条の権利を含むがこれに限られない。)、ならびに本サービスを用いた学習済みモデルおよび生成物の生成の過程で取得された発明、考案、創作および営業秘密等に関する一切の権利は、いずれも JBCC に帰属するものとし、お客様に移転することはないものとします。JBCC は、これらのプログラムおよびデータを、本サービスまたは JBCC が提供する他のサービスを構成する対象ソフトウェアの性能向上及び改善を目的とした研究、データの解析、統計処理等、自由に利用することができるものとします。また、学習用データならびに学習用データセット、および入力データを商用利用のため第三者に提供することはありません。
- (3)JBCC は、お客様に対し、学習済みモデルおよび生成物を、本サービスの利用期間中、お客様におけるソフトウェアサービスの検証の目的の範囲内に限り利用できる権利を許諾します。

[本サービスに関する特則]

[11]本サービスに関する特則

本サービスは下記の提供条件に基づき、準委任業務として提供されます。

総則条項 : <https://www.jbcc.co.jp/legal/keiyaku/general.pdf>

業務委託条項 : https://www.jbcc.co.jp/legal/keiyaku/dev_config.pdf